

飯塚市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

令和3年3月22日

飯塚市告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する事業をいう。)において骨髄及び末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を行った者に対し、予算の範囲内で骨髄等移植ドナー助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了した者(以下「提供者」という。)又は提供者の自己都合以外の理由により提供が中止された者(以下「中止者」という。)
- (2) 基準日(提供者にあつては骨髄等の提供を行った日、中止者にあつては中止日をいう。以下同じ。)において、市内に住所を有すること
- (3) 骨髄等の提供に関し、他の法令等による同種同類の助成金等を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者は、対象としない。

(助成内容)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院又は入院及び面談(骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。)の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

2 前項の通院又は入院とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

- 3 交付対象となる者が勤務する事業所等が定める休日及びドナー休暇制度(骨髄等を提供するに当たり必要な骨髄バンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別有給休暇として認める制度をいう。)を利用して取得した休暇については、第1項の日数から当該休暇の日数を減ずるものとする。

(交付申請)

第4条 骨髄等の提供者のうち助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、基準日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る面談、通院又は入院を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等ドナーに係る有給休暇等取得証明書(様式第2号)
- (3) 助成金の振込先が確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、交付を決定したときは、骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書兼助成額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 助成金の交付の決定を受けた者については、前条に規定する申請書の提出をもって交付規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。
- 3 前項の規定により実績報告があったものとみなした場合における交付規則第15条の規定の適用については、第1項の交付決定をもって助成金の額を確定したものとみなす。
- 4 市長は、助成金の不交付を決定したときは、骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 助成金の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの告示に基づき市長が行った処分に違反したとき。

2 前項の取り消しを行った場合は、骨髄等移植ドナー助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により前条の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条に規定する助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて骨髄等移植ドナー助成金返還命令書(様式第6号)によりその返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に骨髄等を提供し、又は骨髄等の提供が中止された者について適用する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書

(宛先)飯塚市長

申請者 住 所 〒

(フリガナ)

氏 名

印

生年月日

電話番号

飯塚市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱第4条の規定により助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請(請求)します。

1 申請内容

申請金額	円 (対象日数 日)					
骨髄等の提供に係る 通院又は医師等との 面談日	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
骨髄等の採取に係る 入院期間	年	月	日から	年	月	日まで(日間)
	年	月	日から	年	月	日まで(日間)
	年	月	日から	年	月	日まで(日間)
上記のうち休日						
ドナー休暇利用日						
その他の有給休暇利用日						
骨髄等の提供を完了 した日及びその日の 住所(中止した場合 は中止日及び中止日 の住所)	完了日 (中止日)	年 月 日				
	住 所					

対象日数は、 、 の合計日数から、 、 の合計日数を減じた日数を記入してください。

申請金額は、対象日数に2万円を乗じた金額(上限額14万円)を記入してください。

2 振込先(申請者本人以外の口座に振り込むことはできません。)

金融機関名	銀行・農協 信用金庫		本店・支店 出張所			
	預金種別	普通・当座	口座番号			
ふりがな						
口座名義						

3 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る面談、通院又は入院を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等ドナーに係る有給休暇等取得証明書(様式第2号)
- (3) 助成金の振込先が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

私は、この申請に係る審査に当たり、住民基本台帳を閲覧されること並びにこの申請書及び添付書類に記載された事項に関する情報を勤務先に照会されることに同意します。

また、私は、飯塚市骨髄等移植ドナー助成金と同様の趣旨の他の助成金等の交付を受けていないことを誓約します。さらに、私は、飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日 氏 名 印

様式第2号(第4条関係)

骨髓等ドナーに係る有給休暇等取得証明書

年 月 日

骨髓等ドナー氏名 _____

骨髓等の提供に 要した年月日	該当する欄に をしてください。		
	休日	ドナー休暇(有給) 又は他の有給休暇	その他 欠勤・休業等 (無給)

骨髓等の提供に要した日における骨髓等ドナーの休日等が上記のとおりであることを証明します。

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

第 年 月 日
年 月 日

様

飯塚市長

骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書兼助成額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました助成金の交付について、下記のとおり交付すること
決定しましたので、飯塚市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

第 年 月 日
年 月 日

様

飯塚市長

骨髓等移植ドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました助成金の交付については、下記の理由により認められませんので、飯塚市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

不交付決定理由

様

飯塚市長

骨髄等移植ドナー助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした骨髄等移植ドナー助成金について、
下記のとおりその交付決定を取り消すことに決定したので、飯塚市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱
第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円を取り消す。

2 取消しの理由

様

飯塚市長

骨髓等移植ドナー助成金返還命令書

年 月 日付け 第 号により取消しを通知した骨髓等移植ドナー助成金については、飯塚市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還額 円

2 返還期限 年 月 日

(注)上記の返還期限までに納付がないときは、飯塚市補助金等交付規則の規定により、延滞金を納付しなければなりません。